令和 4 年 10 月 19 日

一般社団法人滋賀県バスケットボール協会
社会人連盟所属チーム・選手・関係者　様
国体少年成年種別選抜チームスタッフ・関係者　様
U12・U15・U18 登録チーム選手・関係者　様
理事・社員　様

一般社団法人滋賀県バスケットボール協会
会長　宇野　正信

（一社）滋賀県バスケットボール協会　活動再開ガイドラインについて
（新型コロナウイルス感染症への対応　その 21）

日頃より、登録チーム代表者・関係者の皆様におかれましては、当協会の活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

全国的に第 7 波の収束傾向が認められ、滋賀県においても一定の収束・医療体制のひっ迫状況を脱したとの判断から R4 年 10 月 14 日から【コロナとのつきあい方滋賀プラン】の警戒レベルを「レベル 2」から**「レベル 1」に引き下げる判断**が下されました。

第 6 波～第 7 波の感染再拡大フェーズにおいては新規感染者のピークは高くなるものの、ワクチン接種が広く行き渡る以前の第 5 波までと比較すると、肺炎症状を伴い生命の危機に直面するような重症患者数が少ない傾向は明らかであります。

従って、今後、当協会では警戒レベル 1～レベル 2 の段階においては、感染再拡大も警戒しながら、事業に伴う感染の可能性を想定し、一定の感染リスクを説明した上で引き続き感染拡大予防対策を継続しながら、事業を進めていただくよう要請いたします。

上記のような安全・安心な競技環境を整えるため、以下の点についてご協力ください。

・新ガイドラインの記載内容を熟読いただき、同じ方向性で対策に取り組みましょう。
・基本的な感染対策の徹底、感染拡大地域との交流については十分な感染対策を講じるよう留意する、参加人数をできるだけ絞る等の対策は、できるかぎり継続をお願いします。
・**一定の新規感染者は発生していることから、事業参加による一定の感染リスクが伴うことをしっかり認識した上で、参加の是非について判断してください。**
・接種可能な条件・年齢のバスケットボール関係者は、できるだけ継続的なワクチン接種（3～4 回目以降を含めて）を検討いただくようにご協力ください。
・**できる限り、有観客での大会開催等を含めて、従来の事業規模に近づけていくための検討をお願いします。ただし、体育館や観客席、諸室の広さ等を考慮しながら、無理のない範囲での活動実施をお願いします。**

なお、この通知は令和 4 年 10 月 19 日時点でのものです。

今後、感染が再拡大して警戒レベルが 3 以上に引き上げられる、または政府や関係自治体が大幅な警戒緩和策を打ち出す状況となりガイドラインの大幅な改定が必要とならない限り、今回の通知内容に従って事業を継続していただくようお願いします。

以　上